

4) 沖縄市へ転入予定の方・広域利用の方へ

沖縄市から市外の保育施設を希望する場合、または、市外から沖縄市への保育施設を希望する場合、以下の方法で申込みをお願いします。

●市外から転入予定の方

入所希望月の前月20日までに、沖縄市へ転入する方が申込みできます。

※転入が入所予定日の前月20日以降になる場合は、事前に保育・幼稚園課にご相談ください。

申込窓口：保育・幼稚園課（沖縄市役所 2階）

申込期限：希望月の前々月末までに、提出をお願いします。

※4月1日入所を希望する方は、一斉申込期間内に提出してください。

必要書類：①利用申込書および必要書類（9～10ページ参照）

②転入に関する誓約書

③「賃貸借契約書」の写しなど、転入先の住所、転入予定日が確認できるもの

※入所内定・決定を受けても、利用決定月の前月20日までに沖縄市への転入が確認できない場合、取り消しとなる場合があります。

●広域利用の方

広域利用とは、お住まいの市町村以外の認可保育所に入所を希望する場合、市町村間で協議を行った後に、希望する保育施設への入所が可能となる制度です。保育料は、住民票のある市町村の基準となります。

※希望する市町村の空き状況によって、入所ができない場合もあります。

広域利用は、①沖縄市から市外の施設を利用の場合と、②市外から沖縄市の施設を利用する場合があります。

①沖縄市内にお住まいの方が、市外の保育施設を希望する場合

沖縄市が受付し、沖縄市から対象市町村へ申込書類を送付、その市町村と協議を行います。

申し込み窓口、期限、書類は、市町村によって異なることがある為、事前に入所希望先の市町村に確認をお願いします。

申込窓口：沖縄市役所 保育・幼稚園課 ※市町村によっては、直接申込の場合があります。

申込期限：希望する施設の市町村へご確認ください。（希望先市町村へ申込期限確認し、その14日前までに沖縄市へ提出）

必要書類：入所希望先の市町村にてご確認ください。

※転出予定で申込みをされた方は、住民票の異動後に、転出先の市町村で再度申込みが必要な場合があります。

②市外にお住まいの方が、沖縄市の保育施設を希望する場合

お住まいの市町村で受付となります。その後、その市町村と沖縄市で協議を行います。

申込期限、書類は、事前にお住まいの市町村に確認をお願いします。

申込窓口：お住まいの市町村

申込期限：希望月の前々月末まで。（書類が期限内に到着するよう申込みをして下さい）

必要書類：お住まいの市町村の様式

※申込み児童が、お住まいの市町村にて認可保育施設を利用中の場合は、二重に利用決定はできません。

※沖縄市内の待機児童が解消するまでは、市内の方を優先するため、市外からの受入れができないことがあります。

